

社会保障審議会年金部会委員名簿

氏 名	所 属	役 職
(本委員)		
駒 村 康 平	慶應義塾大学経済学部教授	
◎ 神 野 直 彦	東京大学名誉教授	
(臨時委員)		
○ 植 田 和 男	東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授	
小 塩 隆 士	一橋大学経済研究所教授	
菊 池 馨 実	早稲田大学法学学術院教授	
小 室 淑 恵	(株)ワーク・ライフバランス代表取締役	
佐 藤 博 樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授	
武 田 洋 子	(株)三菱総合研究所政策・経済研究センター 主席研究員・チーフエコノミスト	
出 口 治 明	ライフネット生命保険株式会社 代表取締役会長兼 CEO	
原 佳 奈 子	株式会社 T I M コンサルティング取締役	
平 川 則 男	日本労働組合総連合会総合政策局長	
藤 沢 久 美	シンクタンク・ソフィアバンク代表	
牧 原 晋	日本経済団体連合会社会保障委員会年金改革部会長	
宮 本 礼 一	J A M 会長	
森 戸 英 幸	慶應義塾大学大学院法務研究科教授	
諸 星 裕 美	オフィスモロホシ 社会保険労務士	
山 口 修	帝京大学経済学部教授	
山 本 恭 人	日本商工会議所社会保障専門委員会委員	
米 澤 康 博	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授	
(専門委員)		
伊 藤 隆 敏	コロンビア大学教授(兼)政策研究大学院大学教授	
岩 間 陽 一 郎	一般社団法人日本投資顧問業協会会長	
菅 野 雅 明	J P モルガン証券株式会社チーフエコノミスト	
堀 江 貞 之	(株)野村総合研究所上席研究員	

※専門委員は「年金積立金の管理運用に係る法人のガバナンスの在り方に関する事項」を専門事項とする。

(平成 27 年 11 月 1 日現在、五十音順、敬称略)
(◎は部会長、○は部会長代理)

○安倍内閣総理大臣

日本の資産運用も、大きく変わるでしょう。1兆2000億ドルの運用資産をもつ GPIF については、そのポートフォリオの見直しを始め、フオーワード・ルッキングな改革を行います。成長への投資に、貢献することとなるでしょう。

平成 27 年第 20 回経済財政諮問会議

議事要旨

(抜粋)

例えばこの間申し上げた後期高齢者の支援金なども、企業が頑張ることによって保険料が上がらずに済み、それによって実質的な所得が上がることになる。こういったことを行っていくことが大変重要なのではないか。これにより、実態として可処分所得が上がることになるので、こうしたことを行っていくかどうか。もう一つ、130万円の壁についての検討は大変重要である。安倍政権の大きな目玉改革として、是非、壁をなだらかにする仕組みにしていただきたい。

最後に、資料 2 の 3 ページに関連して、機関投資家のガバナンスについてであるが、例えば G P I F が機関投資家に運用委託をしているので、機関投資家に対して働きかけ、投資先が必要以上にキャッシュを持っているのであれば、例えば 3 年以内に設備投資するのか賃上げするのか、どうするか決めさせる。決めないのであれば、配当で戻させ、そして、別に成長するところにお金を回す。そうした具合に G P I F を活用するというのも、大いに効果があるのではないか。

(甘利議員) それでは、このテーマはここまでとさせていただきます。

(加藤臨時議員退室、石破臨時議員入室)

○経済・財政一体改革各論（地方行財政等）

(甘利議員) 次に石破大臣に参加いただき、地方行財政等について、議論する。

まず高橋議員から説明をお願いする。

(高橋議員) 資料 3 をご覧いただきたい。

今回の経済・財政一体改革の狙いは、インセンティブ改革や公的サービスの産業化を通じて、地方経済の再生と地方財政の好循環を実現するとともに、地域間の成果を比較可能な形で「見える化」し、自治体自らの取組を促すことであり、これらを目指すことを強調させていただきたい。

そこで「1. 改革初年度の28年度予算における重点課題」だが、第一は、平成28年度予算を通じて、地方経済の「見える化」を推進し、1,800の自治体や住民が、自ら他の自治体の状況と比較し、課題の所在を発見できるようにすべきということ。このため、成果、行政コスト、パフォーマンス指標などの「見える化」など、平成28年度から強力に推進する体制を工程表に盛り込むようお願いしたい。

第二は、いわゆるトップランナー方式の積極的な導入である。税の共同処理化やクラウド化など、質の高い行政サービスを効率的に提供している先進自治体が数多く存在している。トップランナー方式は、こうした取組の全国展開を地域の実情も踏まえつつ推進する、有効な仕組みになると思う。

平成 26 年 10 月 14 日
調査及び立法考査局
社会労働調査室・課

米国における年金積立金の株式運用に係る議論について

1 米国社会保障年金の運用の現状

米国の稼得所得者の大多数が加入しなければならない社会保障年金 (Social Security) は、所得比例の社会保障税 (被用者は労使折半) を財源とする賦課方式の年金である。収入超過分が準備金として積み立てられており、残高は老齢・遺族年金が 2 兆 6097 億ドル、障害年金は 1227 億ドル (2012 年末現在) となっている¹。法律により、この積立金は「利付国債または元本・利子ともに政府が保証する債権 (政府保証債) にのみ投資する」ことが定められており、具体的には財務省が発行する特別国債²に全額が投資されている。

2 積立金の市場運用をめぐる議論

クリントン政権期に、積立金の一部を市場運用する提案がなされた。これは、ベビーブーム世代 (1946 年～1964 年生まれ) の大量退職に伴う年金給付増に対応する方法として、積立金を株式市場に投資し高い収益を得ることを意図したものであった。1999 年と 2000 年に 2 度にわたり、年金積立金を政府が市場運用する案が一般教書演説に盛り込まれたが、アラン・グリーンスパン連邦準備制度理事会議長をはじめ、強い反対意見が出され、立ち消えとなった。

<主な反対意見>

政府による株式運用に対する反対意見としては、① 政治判断により、非効率な投資が行われる恐れがあること、② 非効率な投資により、年金制度加入者・受給者にとって、収益率が低下する恐れがあること、③ 巨大な資金による政府の市場介入が市場の健全性を損なう恐れがあること、などが挙げられている。特に、政府が株主として民間企業経営に関与することが強く懸念された³。具体的には、政府が企業を相手取った訴訟を起こす場合にその企業の株を所有していると、自分の持つ株式の価値を引き下げることになるため、企業を規制する立場と年金資産運用の受託者の立場は両立し得ないことや、議決権の行使の問題等が指摘されている⁴。

<反対意見に対する反論>

上記のような反対意見に対して、「政府から独立した理事会を設置し、理事会には受託者責任を課すこと、管理運営については、競争入札により民間の金融マネージャーを選択し、個々の株式への投資ではなく、広範で、パッシブに管理されたインデックス・ファンドなどに限定すること」により問題は回避可能であるという主張がなされている。またクリントン大統領の

¹ 『2013 年海外情勢報告』厚生労働省, 2014.4, p.137. <<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kaigai/14/dl/t2-04.pdf>>

² 市場で取引されず、いつでも額面で現金化することが可能な国債。

³ 渡辺由美子「米国における公的年金の資産運用について」『年金と経済』28(1), 2009.4, p.12.

⁴ 武井伸次「アメリカにおける社会保障年金改革の現状と課題 II」『季刊 年金と雇用』18(3), 1999.11, pp.88-89.

衆議院議員長妻昭君提出GPIFにおける年金積立金運用リスクの想定損失額等に関する質問に対する答弁書

ではなく、「楽観的すぎる」との御指摘は当たらないものと考えている。

八について

米国の社会保障年金制度の積立金である社会保障信託基金では全て非市場性の米国債を保有しており、お尋ねの同基金の利回りは、平成二十五年度において約三・八パーセントであると承知している。また、お尋ねのリスクについては、具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないことから、お答えすることは困難である。

九について

お尋ねのクリントン政権時代に株投資がされなかった理由については、政府として承知していない。なお、社会保障信託基金の株式投資については、平成十一年三月に、米国下院議会において当時の米国連邦準備制度理事会のグリーンズパン議長より、政府の介入による市場の効率性への影響の懸念等がある旨の証言がなされたものと承知している。

公的年金運用機関が母国市場に占める株式保有割合等について

	(円ベース:兆円)		
	運用資産残高 (A)	国内株式 資産額(比率) (B)	国内市場規模 保有割合 市場に占める (B/C)
OASDI(米国) (注1)	334.4	0.0 (0.0%)	-
カルパース(米国) (注2)	35.9	10.0 (27.7%)	0.4%
CPPIB(カナダ)	25.1	1.6 (6.2%)	0.9%
NPS(韓国) (注3)	53.6	10.2 (19.1%)	12.5%
ABP(オランダ) (注4)	48.1	0.4 (0.9%)	0.9%
GPIF(日本)	137.5	31.7 (23.0%)	7.6%

※下記に記載のある場合を除き、データは平成27年3月31日基準のものを使用

(注1) OASDI(米国)の資産残高/国内株式比率とも2014年12月末のデータを利用(全額が非市場性の財務省証券)。

(注2) カルパースの国内株式比率は2015年6月末時点のデータを利用(資産額は2015年3月末時点)。

(注3) NPS(韓国)は資産残高/国内株式比率とも2015年10月末時点のデータを利用(四半期毎のデータ開示なし)。

(注4) ABP(オランダ)の国内株式比率は2014年12月末時点のデータを利用(資産額は2015年3月末時点)。

【市場規模に関する留意事項】

- ・市場規模はMSCI IMI Index (大型、中型、小型で構成)の各国の時価総額を使用(同指数は各国の浮動株調整後株式市場の時価総額の99%をカバー)。
- ・国内市場規模はMSCIのデータを元にラッセル・インベスメント・株式会社が作成。
- ・MSCIインデックスに関する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。またこれらの情報は信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。
- ・インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。また、インデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。インデックスには運用報酬がかかりません。

日本最大級の富裕層向け情報専門メディア — YUCASEE media (ゆかしメディア)

YUCASEE
media

トップ > カルパースの投資先不動産会社が倒産—影響は限定的と説明

Search

カルパースの投資先不動産会社が倒産—影響は限定的と説明

更新日時 2008年06月01日 追加

世界最大の年金基金カルパースは、投資先不動産会社の破産問題に関し、資産全体への影響は限定的であるとのコメントを発表した。

カリフォルニア州職員退職年金基金(カルパース)は9日、投資先の不動産会社であるランドソースが連邦破産法第11条の適用を申請したことに対し、資産全体に対する大きな影響はないとする声明を発表した。カルパースは、投資顧問のマクファーレン・パートナーズを通じ、ランドソースに9億ドルを投資していた。カルパースの全資産(2,454億ドル)に対する比率は0.5%未満だと述べ、株や債券といった他の投資は堅調だとした。一部報道では、米住宅相場の低迷により、カルパースは不動産投資部門の見直しを行っていると伝えられている。ランドソースは、南カリフォルニアに広大な土地を保有していたが、住宅価格下落のあおりを受けて経営が破綻した。連邦破産法第11条が適用されれば、事業を継続しながら再建を目指すことになる。

提供: 株式会社GOIキャピタル Klugチーム

関連記事

2008年06月の記事一覧です。

- [PR]世界ランキング上位の一流ヘッジファンドへの投資機会をあなたにも 金融資産3千万円以上の方限定
- 現UBSコモディティ部門責任者、現職退き天然ガス専門ヘッジファンドへ (06月02日)
- ヘッジファンドに振り回される原油先物取引—自主規制の課題 (06月02日)
- 米CFTC、エネルギー市場から農産物市場へ監視の目をシフト (06月02日)
- 英ペーチェ、コモディティファンドをローンチ (06月02日)
- 米連邦裁、ヘッジファンドによるアルゼンチンの電話会社破産の取り下げ要請を棄却 (06月02日)
- 大手投資銀行のヘッジファンド事業、勝ち負けははっきり分かれる (06月02日)
- 英ヘッジファンド運用会社マーウィン、建材セクター買収ファンド立ち上げ (06月03日)
- 運用会社GAM、UCIT3準拠の欧州株ヘッジファンドのローンチを計画 (06月03日)
- パークレイズ・キャピタル、10億ドル規模のクレジット市場投資型ヘッジファンドをローンチ (06月03日)
- ヘッジファンド運用大手GLG、新たにポートフォリオマネージャーを採用 (06月03日)
- 米国のヘッジファンド運用会社2社、資金償還問題で訴訟合戦 (06月04日)
- 英ヘッジファンド大手マン・グループ、香港でAHL元本確保型ファンドを発売 (06月04日)
- ジョージ・ソロス氏が議会証言「原油高騰は商品インデックスファンドが原因」 (06月04日)
- 商品ヘッジファンド・マネージャー、依然としてコモディティに強気の姿勢 (06月04日)
- 不動産ファンドのマグワイア株、ヘッジファンドはポジティブと判断 (06月04日)
- ヘッジファンド運用会社ポリゴンの共同創業者、運用担当を退く—運用成績悪化の影響か (06月04日)
- 欧州年金基金、ヘッジファンドへの投資拡大—ヘッジファンド業界団体AIMA調査 (06月04日)
- 米ヘッジファンド運用会社オーク・ジフ、ファンドの成績回復でAUM増加 (06月05日)
- 米ファンド運用会社、アフリカ・中東専門のヘッジファンドをローンチ (06月05日)
- 米AIG、ヘッジファンドへのシード・マネー提供事業に進出 (06月05日)
- 米ペアー・Sの破綻ヘッジファンドを巡り法律事務所が業界団体に賠償請求の仲裁要求 (06月05日)
- 欧州ヘッジファンド大手のブレバン・ハワード、2007年は成功報酬が急増 (06月05日)
- 米ドレイク・キャピタル、新たにヘッジファンド2本を開鎖 (06月05日)
- 機関投資家、ヘッジファンド投資を2倍に拡大—米ベンシルバニア大 (06月06日)
- 米アクティビストのアイカーン氏、マイクロソフトとの買収協議を巡り、ヤフー経営陣に書翰提出 (06月06日)

デグレス・ランキン

慶應義塾幼稚舎に受かる理由、落ちる理由

ヒルズVSミッドタウン 住むならどっち?

アメックスセンチュリオン、私はこうして入会した

フェラーリは今買って半年後に売れ

「仁風林」、超富裕層だけが持つ夢のサロン

モューブ・ランキン

ヘッジファンド運用総額383兆円に増加

2億円マンションが竣工直前で契約解除

つぶやき一発15億円「オブラ・バズーカ」

LVMHとエルメスが買収戦争を終結で合意

役員報酬に口出すな「何十億円もらう人大勢いる」

INFORMATION

最近の記事

国税庁が役員報酬に口出すも「何十億円もらう人は大勢いる」

超富裕層が10億円でも喜んで託した「兜町の風雲児」

「史上最大のナンピン買い」3000億円の含み損から、200万株買い増し

ゆかしメディア
2385 いいね! の数
media

このページに「いいね!」

シェア

「いいね!」した友達はまだいません



注目キーワード

富裕層 / タワーマンション / 海外投資 / 預金封鎖 / シンガポール / 大木木ヒルズ / バフェット / 藤巻健史 / 財産分与 / リシャール・ミル / 海外ヘッジファンド / ダイレクト投資 / 高額納税者 / ウェルスマネジメント / 相続 / 慶應義塾幼稚舎 / 東京大学 / 不動産バブル / ラップロ座 / 財産債務調査 / ラ・フェラーリ / ヘッジファンド投資 / 霞会館 / 確定拠出年金 / 美人社長 / プライベートジェット / 個人投資家 / エルメス / 愛人 / アメックスセンチュリオン / 出国税 / ストラディバリウス / 億男 / ニューリッチ / 徳川慶朝 /



RSS feed



Twitterでフォローする

GPIF改革に関する意見



2016年1月28日

年金部会委員

牧原 晋

GPIFが扱う運用の原資は、主に厚生年金の被保険者と事業主から強制徴収された保険料の一部となっている。また、積立金運用は、国の年金制度上、持続可能性を確保しつつ、保険料の上昇を抑制すること、ならびに年金給付の一部を賄うことが期待されている。

したがって、GPIFに係る議論を行う際、資金運用の視点だけでなく、年金制度・財政上の位置づけを十分踏まえた視点が不可欠と考える。

1. ガバナンス強化について

GPIFのガバナンス強化は、GPIF執行部の業務執行を厳しく監督し、「年金積立金が、専ら被保険者の利益のために必要最低限のリスクで、責任と権限の所在を明確にした体制のもとで適切に運用されるため」に行われるべき。

(1) 経営委員会（仮称）のメンバー構成

前述したとおり、GPIFが運用する積立金の原資の大半は、厚生年金の被保険者と事業主から強制徴収された保険料の一部である。さらに、積立金は専ら被保険者の利益のために運用することが法律で明記されている。

したがって、新しいGPIF経営委員会では、保険料を負担する労使代表がより多くの人数を占めるべきである。厚労省が提案する労使各1名では、現行運用委員会（7名中2名）よりも比率が低下しており、容認できない。

(2) 経営委員会・執行部が負う責任の明確化

GPIFのガバナンスを強化しても、運用は公的年金制度の一部である以上、その最終責任が厚生労働大臣にあるのは当然である。

しかし、GPIFという組織を実際に動かし、積立金運用の意思決定や執行実務に直接関わるのは経営委員会や執行部である。したがって、経営委員会と執行部の責任が曖昧ではないか、経営委員会が運用の現場を預かる執行部の追認機関になるのではないか、等の懸念を払拭する必要がある。

たとえば、国民の関心が高いと思われる基本ポートフォリオの決定や実際に行う個々の投資の意思決定に関して、経営委員・執行部が各々どういった説明責任あるいは結果責任を負うのか、厚労省は分かりやすく示すべきである。

2. 株式のインハウス運用解禁について

GPIFによる株式投資に関しては、従来から、マーケットの価格形成や民間の投資行動を歪めるだけでなく、議決権行使や個別銘柄の選択・売買を通じて民間企業の経営に介入することが懸念されている。

そこで、現行GPIF法は株式のインハウス運用を禁じたうえで、外部委託を義務付けている。

しかしながら、今回、GPIF執行部は、主にコスト削減や運用能力の向上といった資金運用の視点から、パッシブ・アクティブ問わず国内株式のインハウス運用に積極的な姿勢を示し、将来的に20兆円の国内株式を自ら扱いたいと提案している。新たに議決権行使助言にも費用を支出すると提示している。

これらの提案が実現すれば、従来からの懸念事項が現実を生じかねない。

さらに、GPIFが議決権行使助言会社を活用し、その助言を参考にすれば、各企業の実情を反映しない画一的な議決権行使が行われる懸念もある。

そもそもGPIFのように巨大な国の年金基金が、主要先進国の中で、自国の株式市場の7～8%もの高い保有割合で運用する例は見られない。

この問題は、資金運用に矮小化せず、巨大な国の機関自らがマーケットプレーヤーになることの是非、民間企業の経営に対する直接的な介入の余地を認めるか否かといった国のあり方にも関わる大きな視点から結論を出すべき。

経済界としては、あまりにも弊害の多いG P I Fによる株式のインハウス運用解禁には強く反対する。

従来どおり、法律に、株式のインハウス運用を認めないことを明記すべき。

なお、G P I F執行部が示した、**株式のインハウス運用に係る法令上の制約を緩和した上で、アクティブ運用の実施の判断を経営委員会に委ねるとの考えについても当然反対である。**

以 上

2016年1月28日

年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）のガバナンス及び運用の在り方 に関する意見



社会保障審議会 年金部会委員 平川 則男

年金積立金は、社会保険制度のもと拠出者が納付した保険料の一部であり、その運用の目的は、「専ら被保険者の利益のため」にほかならない。このため、GPIFのガバナンスおよび運用の在り方について、拠出者代表である労使の意思が確実に反映されなければならない。かかる観点から、年金部会での検討事項について、以下のとおり意見を述べる。

I. GPIFのガバナンスの在り方について

運用組織の見直しにあたっては、積立金が厚生年金保険の被保険者から徴収された保険料の一部である以上、被保険者の代表の意思が確実に反映されるガバナンス構造を構築すべきであり、以下の点について、法律上担保すべきである。

- (1) 執行部を合議体が有効に監督し、執行部の責任と権限を明確化するため、従来の独任制を改め、経営委員会（合議制機関）を設置することに賛成する。
- (2) 経営委員会の構成員には、拠出者の代表を複数入れ、過半数を労使が占めるべきである。この点、第32回年金部会で提案された「GPIFガバナンス強化のイメージ（案）」では、構成員10名のうち、拠出者である労使が各1名にとどまっており、全く不十分である。
- (3) 経営委員会が、客観性を保ちつつ熟慮して意思決定を行う、あるいは執行部に対し多角的に監督・監視するため、経営委員会の構成員は年金財政や年金制度など多様な知識・経験を持つ人材から構成されるべきである。また、経営委員会は拠出者及び国民に対する説明責任を果たすことが極めて重要であり、運用方針等は、納得性があり理解しやすいものとすべきである。
- (4) 経営委員会の構成員の選任については、拠出者である労使がすべての構成員の

選任に関与できるようにすべきである。

- (5) 経営委員会の常勤委員については、出身企業・団体の籍を切るとは必須条件とし、かつ退任後は一定期間、元の業界に戻ることを制限すべきである。常勤・非常勤に拘わらず、インサイダー取引（利益相反、守秘義務）の防止を徹底し、違反した場合の強固な罰則規定を設けるべきである。
- (6) 経営委員会が権限委譲する形で各種委員会を設置すれば、委員会自体が基本的事項を実質的に決定する組織となり、経営委員会の存在そのものが形骸化されかねない。このため、委員会設置は監査委員会にとどめ、それ以外の委員会の設置を禁止すべきである。
- (7) 厚生労働大臣は運用を含む年金財政・制度全般に責任を負う。このため、厚労同大臣が、経営委員会の人事権を有するとともに、基本ポートフォリオ等に関して、厚生労働大臣の認可を要することに賛成する。

II. GPIFの運用の在り方について

運用の在り方については、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実に運用し、市場その他の民間活動に与える影響に留意すること等を定める厚生年金保険法、年金積立金管理運用独立行政法人法等を堅持し尊重するとともに、以下の点について、法律上担保すべきである。

- (1) 株式のインハウス運用については、GPIFが政府が最終的な責任をもつ公的年金制度の中に位置づけられる公的機関であり、この積立金は、民間のファンドとは異なる。GPIFが直接株主となることは、国による民間企業支配につながることや、市場における価格形成や投資行動への歪みが生じる懸念があるため、株式のインハウス運用を認めることには反対する。
- (2) 年金資金運用にあたっては、安全性及び流動性を重視し、不動産投資等リスク性資産割合を高めるべきでない。その観点から、オルタナティブ資産への直接投資は行うべきではない。

以 上

諸外国の運用機関について

	カナダ (CPPPIB)	スウェーデン (AP1~4)	韓国 (NPS)	米国 (OASDI及びCalPERSの例)	オランダ (ABP)
概要	カナダ年金プラン (CPP)の積立金を管理運用	NDC制度におけるパ ワー基金を管理運用	国民年金制度の積立 金を管理運用	・連邦政府の社会保障年金制度の積立金 (OASDI) ・カリフォルニア州公務員等を対象とした年 金の積立金を管理運用(CalPERS)	オランダの公務員 を対象とした年金 制度(ABP)の積立 金を管理運用
制度	制度体系 (※黒地は積立 金を市場運用し ている制度部 分)  2階建て 1階: (基礎年金; OAS) は税方式 2階: (所得比例年金; CPP)は強制加入	 国民年金 1階建て ※一定の所得水準にみた ない無年金・低所得高齢 者に対して租税を財源とす る無拠出制年金を支給(加 入者平均所得月額5%) する仕組みがある。	 国民年金 1階建て 原則、保険料を中心と した自収自弁。ただし、 米国の年金制度 の2階部分に該当 する税収 を社会保障信託基金 に繰入れ。	 州公務員年金 (CalPERS) OASDI (老齢・遺族・障害保険) 公務員年金 (ABP) 一般老齢年金 (AOW) ABPはオランダの 年金制度の2階部 分に該当 AOWは賦課方式 (保険料を積み立 てて運用する制度 ではない)	
	制度対象 一般国民 拠出 被用者: 労使折半 自営業者: 全額本人負 担	制度対象 一般国民 拠出 被用者: 労使折半 自営業者: 全額本人負 担	制度対象 一般国民 拠出 被用者: 労使折半 自営業者: 全額本人負 担	制度対象 州公務員等 (職域年金) 拠出 被用者: 労使折半 自営業者: 全額本人負 担	制度対象 公務員等 (職域年金) 拠出 被用者: 労使折半
運用	積立or賦課 賦課方式 約26兆円 (H27.6月末)	積立or賦課 賦課方式 約18兆円 (H27.6月末)	積立or賦課 賦課方式 約51兆円 (H27.3月末)	積立or賦課 賦課方式 約334兆円 (H26.12月末)	積立方式 約49兆円 (H27.6月末)
	市場運用 スタイル インハウス中心 ○	市場運用 インハウス中心 ○	市場運用 インハウス中心 ○	市場運用 インハウス中心 ○	市場運用 インハウス中心 ○
	オルタナティブ投資 約1,157名 (H27.3月末)	執行職員数 213名 (AP1~4合算) (H25.12月末)	執行職員数 199名(投資部門) (H25.12月末)	執行職員数 約270名 (運用部門職員) (H23.9月末)	執行職員数 約650名 (APG運用部門) (ABPは27名)

(備考) 年金と経済(2014.4)をもとに厚生労働省作成

※ ドイツ、イギリス、イタリアについては、保有する積立金がない、ないしは、少ないことから、大規模な市場運用は行われていない。

第36回社会保険審議会年金部会(平成28年2月2日) 参考資料より抜粋

GPIF 運用のあり方について（議論のためのメモ）

1 株式のインハウス運用について

株式インハウス運用の是非についてどう考えるか

◎考慮要素

- ・ GPIF が株式インハウス運用を行うことの意義・メリット等

- 国の機関としての性格を踏まえ、従来、委託運用に徹してきたこととの関係
- 株式インハウス運用を実施していないことによる制約（マーケット情報のタイムラグやバイアス等）や株式インハウス運用によるメリット（リバランスや委託先入替の際の効率化、手数料の節減効果、委託運用先の選択・評価のレベルアップ）についての評価

➤ 人材育成上のメリット

- ・ 個別銘柄の選択（アクティブ運用）による市場や企業への影響（公的年金制度の中に位置付けられる国の機関としての GPIF の性格、GPIF の日本市場における資産規模、同一企業発行銘柄への投資割合の制限による市場や企業経営への影響回避の可能性等）
- ・ 議決権行使による企業経営への影響（機関投資家に積極的なエンゲージメントを求めるスチュワードシップコードの制定、外部委任による企業経営への影響回避の可能性等）
- ・ GPIF の体制整備（コスト、効率性等）

など

〔これまでに提起された考え方〕

- ・ 株式インハウス運用は認めるべきではない

― 公的年金制度の中に位置付けられる国の機関としての GPIF の性格

― 株式インハウス運用により市場における価格形成や投資行動に歪みが生じる可能性、民間企業の経営への介入に対する懸念

― 指摘されている懸念・課題とメリットの比較考量

など

- ・最大限、認めるとしてもパッシブ運用まで

ーアクティブ運用との相違

パッシブ運用の場合、個別銘柄の選択は行わない

議決権行使の外部委任による企業経営への影響回避の可能性

導入のために必要な体制（専門性等）

など

- ・アクティブ運用を含め認める

ー法律で運用のあり方を厳しく制限することの是非

ー同一企業発行銘柄への投資割合の制限、議決権行使の外部委任による、市場や民間企業への影響の回避可能性

ー実施の可否等に関する監督者たる厚生労働大臣または新たに設置される合議制機関の判断

など

2 オルタナティブ資産への直接投資について

海外の年金運用機関との共同投資の手法の拡大についてどう考えるか

◎考慮要素

- ・オルタナティブ資産運用に関する評価（海外の年金運用機関の積極的な取組、安全性・流動性への懸念等）
- ・現行ルールにおける非効率性（複雑な投資信託の活用に伴う高額な手数料）
- ・投資先の経営に関与する形とした場合に生じるリスク（予期せぬ事故、環境問題等のリスク、有限責任に限定することによる回避可能性等）

など

3 規制のあり方について

金融商品・手法の高度化・多様化に関し、規制の在り方を含めどのように対応していくか

◎考慮要素

- ・現行の GPIF 法は、運用対象範囲を厳しく制限（企業年金連合会、生命保険会社等

で行われている一部のデリバティブやコール市場の活用等は不可)

- リスク管理を目的とするデリバティブの取扱い（活用の必要性、投機目的での利用排除のあり方等）
- 高度化・多様化する運用方法への対応（法律で限定することの是非、下位法令での対応、合議制機関でのリスク管理等）

など

4 改革の進め方について

ガバナンス改革との関係を含め、運用改革を具体的にどう進めていくか

◎考慮要素

- ガバナンス改革との関係（これまでの GPIF のガバナンス及び今般のガバナンス改革の評価と運用改革の関係）
- 国民の意識（運用に対して必ずしも積極的とはいえない日本社会の意識、政治介入の懸念）
- GPIFの体制整備の進め方（段階的实施とする場合の判断のあり方：下位法令や合議制機関に委任することの是非等）

など

厚生年金違法未加入(推計200万人)の年齢分布

年 齢	推計人数	調査対象である国民年金 第1号被保険者に占める割合
20—24	39万人	11.2%
25—29	32万人	20.5%
30—34	27万人	17.5%
35—39	25万人	14.6%
40—44	24万人	12.7%
45—49	20万人	11.8%
50—54	16万人	9.5%
55—59	19万人	8.5%
全 体	約200万人	12.8%

○厚生年金保険法 (抄)

(昭和二十九年五月十九日
法律第一百十五号)

第百二条 事業主が、正当な理由がなくて次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十七条の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二十九条第二項 (第三十条第二項において準用する場合を含む。) の規定に違反して、通知をしないとき。

三 第八十二条第二項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに保険料を納付しないとき。

四 第百条第一項の規定に違反して、文書その他の物件を提出せず、又は当該職員 (第百条の八第二項において読み替えて適用される第百条第一項に規定する機構の職員を含む。次条において同じ。) の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の陳述をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

○健康保険法

(大正十一年四月二十二日
法律第七十二号)

(抄)

第二百八条 事業主が、正当な理由がなく、次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十八条(第六十八條第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第四十九条第二項(第五十条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、通知をしないとき。

三 第六十一条第二項又は第六十九条第七項の規定に違反して、督促状に指定する期限までに保険料を納付しないとき。

四 第六十九条第二項の規定に違反して、保険料を納付せず、又は第七十一条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、若しくは同項若しくは同条第二項の規定に違反して、報告せず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

五 第九十八条第一項の規定による文書その他の物件の提出若しくは提示をせず、又は同項の規定による当該職員(第二百四条の五第二項において読み替えて適用される第九十八条第一項に規定する機構の職員及び第二百四条の八第二項において読み替えて適用される第九十八条第一項に規定する協会の職員を含む。次条において同じ。)の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは第九十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

厚生年金保険の適用の状況

○平成26年度末時点の適用事業所数は187万事業所

平成28年2月4日
厚生労働省年金局事業管理課

適用状況の推移

(年度末現在)

	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
適用事業所数	事業所	1,748,578	1,745,027	1,758,192	1,800,619	1,867,185
新規適用事業所数	事業所	67,300	69,719	74,677	91,457	113,430
うち加入指導により適用となった事業所数	事業所	4,808	6,685	8,322	19,099	39,704
被保険者数	人	34,411,013	34,514,836	34,717,319	35,272,821	35,985,388

同一労働同一賃金について

5月-6月

○平成28年1月22日(金) 安倍内閣総理大臣施政方針演説(抄)

「正社員化や処遇改善を進める事業者へのキャリアアップ助成金を拡充します。契約社員でも、原則一年以上働いていれば、育児休業や介護休業を取得できるようにします。更に、本年取りまとめる『ニッポン一億総活躍プラン』では、同一労働同一賃金の実現に踏み込む考えであります。」

○平成28年1月26日(火) 衆議院本会議 安倍内閣総理大臣答弁(抄)

同一労働同一賃金と均等待遇などについてのお尋ねがありました。

均等待遇、均衡待遇が何かについては、さまざまな解釈がありますが、「均等待遇」とは、仕事の内容や経験・責任、人材活用の仕組みなどの諸要素が同じであれば、同一の待遇を保障すること、「均衡待遇」とは、仕事の内容や経験・責任、人材活用の仕組みなどの諸要素に鑑み、バランスのとれた待遇を保障することと捉えています。

これまで、我が国において、均等・均衡待遇の確保を直ちに図ることについては課題があるとして、その在り方について、調査研究を行ってきました。その上で、非正規雇用で働く方の均衡待遇の確保に取り組んできたところであり、この点について、更に取組を強化してまいります。

しかし、女性や若者などの多様な働き方の選択を広げるためには、非正規雇用で働く方の待遇改善を更に徹底していく必要があります。働き方改革として、「ニッポン一億総活躍プラン」では同一労働同一賃金の実現に踏み込むこととしました。

その策定にあたっては、一億総活躍国民会議の場において、先ほど申し上げた「均衡待遇」に止まらず「均等待遇」も含めて検討いただきます。我が国の雇用慣行に留意しつつ、待遇の改善に実効性のある方策を打ち出したいと考えております。

○平成28年1月27日(水) 衆議院本会議 安倍内閣総理大臣答弁(抄)

同一労働同一賃金についてのお尋ねがありました。

「希望出生率一・八」「介護離職ゼロ」という目標を達成するためにも、働き方改革の実行は不可欠であり、この春の「ニッポン一億総活躍プラン」において、大きな課題として方針を示したいと考えています。

その働き方改革の重要な柱が、同一労働同一賃金です。

例えば、女性では、結婚・子育てなどもあり、三十代半ば以降、自ら非正規雇用を選択している方が多いことが労働力調査から確認できます。

こうした方々のためにも、非正規雇用で働く方の待遇改善は不可欠です。

このように、女性や若者などの多様な働き方の選択を広げるためには、非正規雇用で働く方の待遇改善をさらに徹底していく必要があると考え、同一労働同一賃金の実現に踏み込むこととしました。

我が国の雇用慣行に留意しつつ、待遇の改善に実効性のある方策を打ち出したいと考えております。

ILO第100号条約オブザベーション一覧(労働基準法第4条関係部分)

(厚生労働省仮訳)

平成28年2月4日

○2004年ILO条約勧告適用専門家委員会オブザベーション (仮訳)

委員会は、労働基準法第4条は同一価値労働同一賃金という概念を反映していないので、条約の原則を十分は反映してはいないと主張する。当委員会は、最近の幾つかの司法決定で職務内容に関する客観的判断規準が男性及び女性によって行われる労働を比較する際に使用され、それにより労働価値の概念が間接的に適用されていることは理解するものの、男女同一価値労働同一賃金の原則に十分な法的な表現を与えることで、条約の更なる適用促進を検討することを政府に勧める。更に、女性と男性の双方に対する雇用における直接及び間接差別の一般的禁止の導入など、連合による法的な提案にいかなる考慮が払われたかも示されたい。

○2006年ILO条約勧告適用専門家委員会オブザベーション (仮訳)

委員会は、男女同一価値労働同一賃金に関するものを含め、労働基準法第4条を適用している関連する司法判決、特に最終的判断について、引き続き概要を提供するよう政府に要請する。さらに、永続的かつ幅広い男女賃金格差を考えると、委員会は、条約の完全な履行を確実にするため、男女同一価値労働同一賃金の原則についての法的な表現を与えることを検討すること、及び次回の報告においてこれに関する何らの進展について示すことを政府に望む。

○2007年ILO条約勧告適用専門家委員会オブザベーション (仮訳)

委員会は、男女同一価値労働同一賃金の原則を規定する法令の改正を行うための措置をとることを政府に求める。委員会は、当条約の原則に影響を与えるような、労働基準法第4条に係る賃金差別に関する新たな司法判決の詳細な情報の提供を政府に求める。総会委員会が、賃金差別の解消の観点から、雇用管理制度及び賃金制度が女性の給与に与える影響をさらに調査することを要請したことを想起し、委員会は、政府に対し、この点に関してとられた措置及びその結果を示すよう政府に求める。

○2012年ILO条約勧告適用専門家委員会オブザベーション (仮訳)

委員会は、男女同一価値労働同一賃金の権利及び利用しやすい手続と救済を明確にする法的枠組を確保するために具体的な手段を講ずることを政府に促す。委員会は、これに関してとられた手段及び達成された進展に関する詳細な情報を提供するよう政府に要請する。

○2014年ILO条約勧告適用専門家委員会オブザベーション (仮訳)

委員会は、男女同一価値労働同一賃金の権利及び適切な執行手続と救済を明確にする法的枠組を確保するために具体的な手段をただちに講ずることを政府に再び促す。委員会は、この点に関してとられた措置と達成された進展、並びに男女同一賃金と、同一支払に関する司法又は行政の決定とに影響を及ぼし得る現行の労働法の改正に関する詳細な情報を提供することを政府に求める。

労働者の職務に応じた待遇の確保等のための施策の推進に関する法律案に対する委員会修正

二

働者の賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の」に、「職務に応じた待遇の均等」を「業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度その他の事情に応じた均等な待遇及び均衡のとれた待遇」に、「このために必要となる法制上の措置については、この法律の施行後一年以内に」を「この法律の施行後、三年以内に法制上の措置を含む必要な措置を講ずるとともに、当該措置の実施状況を勘案し、必要があると認めるときは、所要の措置を」に改める。

第七条第一項中「労働者の」の下に「就業形態の設定、」を加え、同条第二項中「正規労働者以外の労働者から正規労働者」を「通常の労働者以外の労働者の雇用管理の改善及び通常の労働者以外の労働者から通常の労働者」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、同項に次のただし書を加える。

ただし、次項の規定は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第 号）の施行の日から施行する。

附則に次の二項を加える。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の一

平成28年2月4日
厚生労働省統計情報部
賃金福祉統計室

一般労働者(フルタイム)における
正規、非正規労働者の所定内給与額(月額)

一般労働者	
正規 [正社員・正職員]	非正規 [正社員・正職員以外]
千円 317.7 (管理職等) (41名)	千円 200.3 (46名)

63%

一般労働者(フルタイム)と短時間労働者(パート)の
所定内給与額(時給額)

一般労働者	短時間労働者
円 1,838	円 1,041

57%

(資料出所) 厚生労働省「平成26年賃金構造基本統計調査」

(注)1) 所定内給与額は、基本給と、あらかじめ定められている諸手当の合計額から残業代を除いたものをいう。

2) 一般労働者の時給額は6月分の所定内給与額を6月の所定内実労働時間数で除した値。

3) 一般労働者: 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所に雇用される常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者。

4) 短時間労働者: 同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者。

5) 常用労働者とは、次のいずれかに該当する労働者のことである。

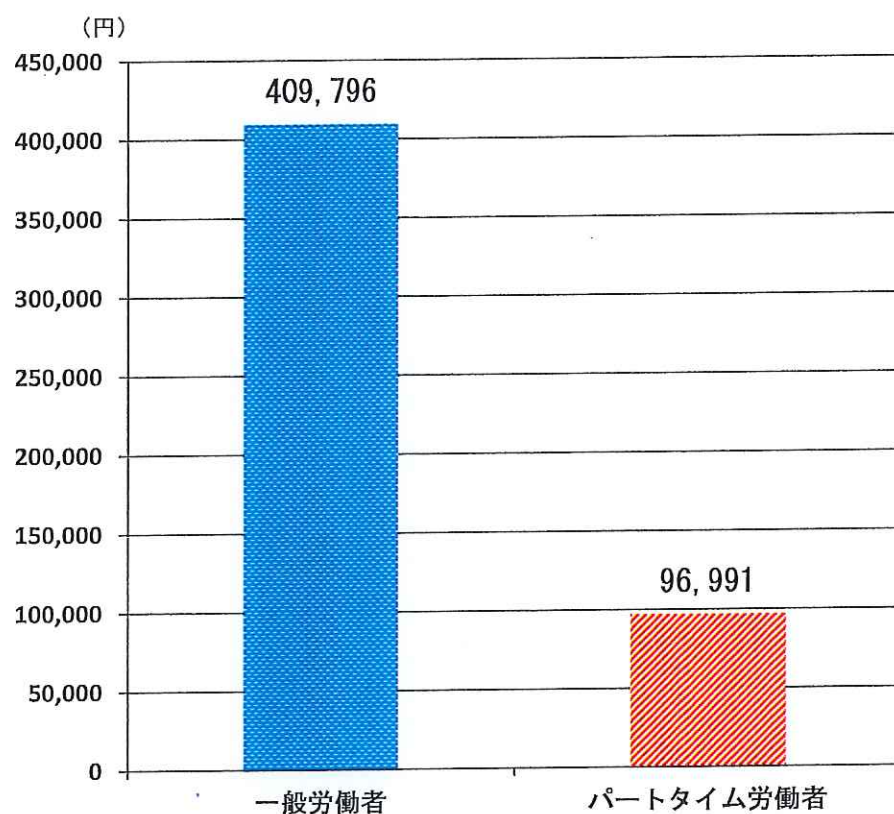
イ 期間を定めず、又は1カ月を超える期間を定めて雇われている者

ロ 日々又は1カ月以内の期間を定めて雇われている者のうち、調査月の前2カ月間にそれぞれ18日以上雇われている者

6) 正社員・正職員: 事業所で正社員・正職員とする者。

7) 正社員・正職員以外: 事業所で「正社員・正職員」以外とする者。(例: 契約社員、嘱託職員など)

○一般労働者とパートタイム労働者の1人平均月間現金給与総額(平成26年平均)

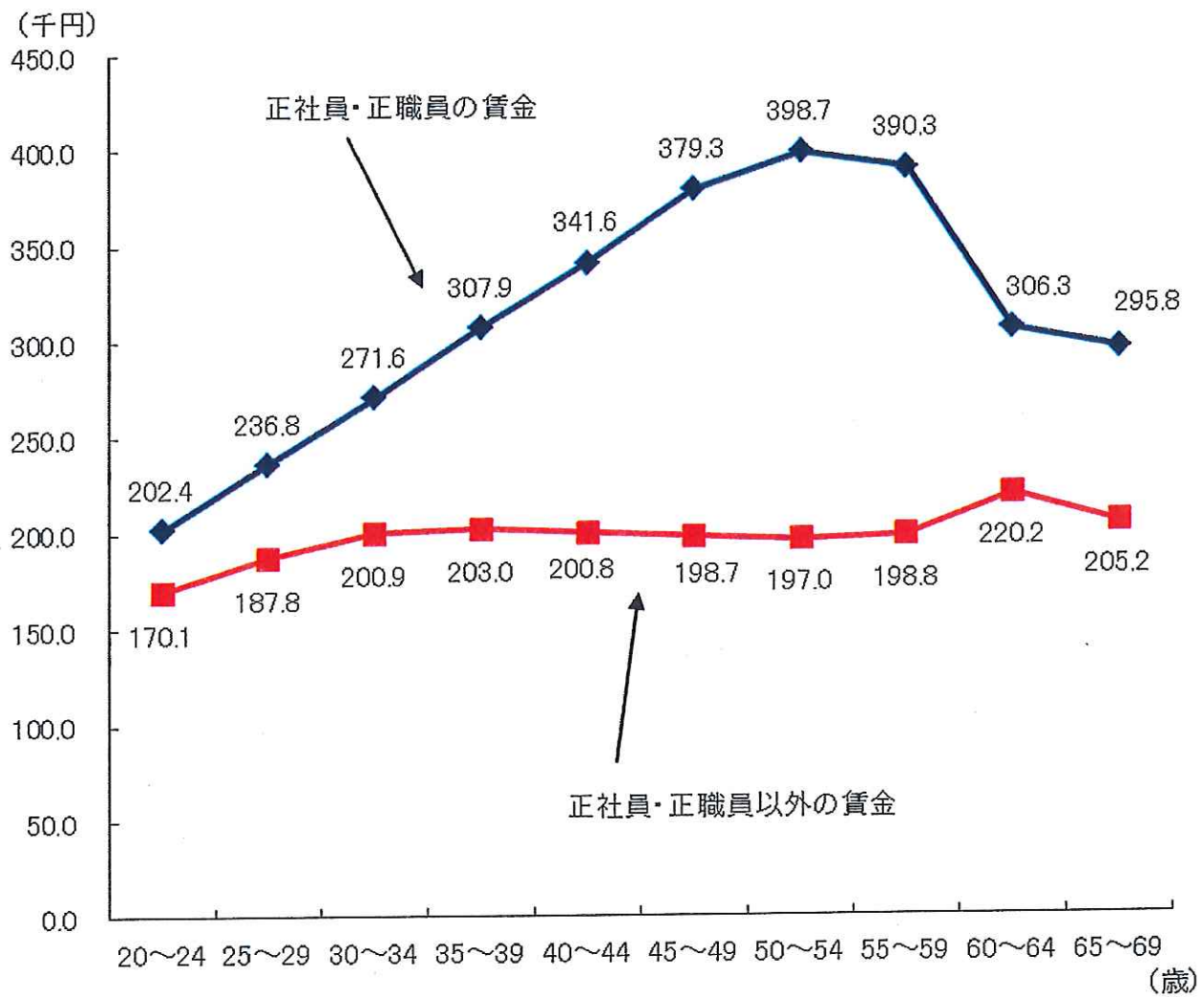


注: 事業所規模5人以上

資料出所: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」

厚生労働省資料をもとに長妻昭事務所作成

○雇用形態別にみた一般労働者の賃金カーブ



資料出所: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成26年)

厚生労働省資料をもとに長妻昭事務所作成



職務評価制度の評価ファクター・評価レベル・配点の例

ファクター	ウェイト (%)	評価レベルと得点					
		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5	レベル6
コアファクター	100.0						
労働環境	6.0						60
		12	24	36	48	60	60
負担	30.0						300
精神的負担	10.0	20	40	60	80	100	100
身体的負担	10.0	20	40	60	80	100	100
感情的負担	10.0	20	40	60	80	100	100
責任	28.0						280
利用者に 対する責任	7.0	14	28	42	56	70	70
職員の管理・ 監督・調整に 対する責任	7.0	14	28	42	56	70	70
金銭的資源に 対する責任	7.0	14	28	42	56	70	70
物的資源・ 情報・契約の 管理に対する 責任	7.0	18	35	53	70	—	70
知識・技術	36.0						360
身体的技能	8.0	27	53	80	—	—	80
判断力と 計画力	8.0	16	32	48	64	80	80
コミュニケーション技能	8.0	16	32	48	64	80	80
知識技能	12.0	20	40	60	80	100	120

最低点 211

最高点 1000

出所：遠藤公嗣編著『同一価値労働同一賃金をめざす職務評価』（2013年）32-33ページ

『世界』（2015年5月号）収録

遠藤公嗣著『同一＜価値＞労働同一賃金とは何か』より抜粋

エル労働の三組合により、三事件判決がILO一〇〇号条約(同一報酬条約)に違反すると左記の勧告を求めて憲章第二四条にもとづく日本初の申立書が送付され、記者会見も実施、報道された。

(1) 日本政府は、異なる担当職務や職種間の男女間賃金格差には労基法四条を適用しない法の運用を改めるべきである。

(2) 日本政府は、異なる雇用管理区分(職種・就業形態・契約形態・キャリア開発など活用区分)であっても、職務評価結果が同等である男女間の格差は性差別とするよう男女雇用機会均等法及び労基法四条の運用を改めるべきである。

(3) 男女間の賃金格差を「担当職務」や「職種」の違いから労基法四条に違反しないとする場合には、性中立的な職務評価基準なしに判断しないよう、職務評価制度を確立すべきである。

価」の観点から違法性を指摘した地裁判決は二件しかなく、雇用管理区分の異なる男女間賃金格差が問題になったケースでは、職務比較をなし賃金を是正するかのようではあっても、結局裁判所は、異なる雇用管理区分にある男女間では、職務の価値評価にしたがって労働基準法四条を適用しようとしていないことを指摘(パラグラフ50)

○労働基準法四条を適用した労働監督がきわめて少ないこと、仕事や雇用管理区分の違い男女間の賃金格差についても、職務評価を実施して賃金格差を是正している旨の情報は提供されていないと指摘(パラグラフ51)

○「同一価値労働」は「同一」「同じ」「同様」な労働に対する同一報酬を含み、それを超える概念であり、全く性質が違っても価値は同じ労働をも含むものである。労働基準法四条が異なる職務、職種、雇用管理区分に

(4) 賃金格差が性差別賃金であると判断された場合においては、賃金格差の金額を是正し、あるいは将来に向かって格差を是正する措置を講じるべきである。

(5) 雇用管理区分の違いによる男女間の大きな賃金格差を解消するためにも、職務評価制度を確立すべきである。

申立以降、三組合と均等待遇アクション21は、以下のような取り組みをおこなひ、申立の事実を広めてきた。

①二〇〇九年一月五日、小宮山洋子議員の協力で衆議院議員会館にて国会議員との懇談会。

「同一価値労働同一賃金の実現のためにILO一〇〇号条約違反で申立」開催 福島みずほ男女共同参画担当大臣(当選)も参加。

②二〇一〇年五月一日「ベイ・エクトイで丸ごと解決」集会開催(港勤労福祉会館 職務評価を体験し、介養、

郵政職場での実践の紹介)。

③二〇一〇年一月九日「ベイ・エクトイで丸ごと解決 Part II 現場から政策へ」(港勤労福祉会館 民主党神本美恵子議員、社民党福島みずほ議員、共産党小池晃前議員参加)

④二〇一一年七月二日、「男賃金差別解消にはやっぱりベイ・エクトイ」集会(文京シビック。職務評価DVDの紹介とILO労働側理事中嶋滋氏の講演)。

⑤職務評価のDVD「やってみよう！職務評価」の制作。

②ILO理事会(二〇一一年)で「結論と勧告」が了承される

「結論と勧告」では、前述のとおり、実際の司法救済や労働監督は政府の姿勢をよまえたものとはいえないと指摘した。以下、要約して紹介する。

○司法判断についていえば、異なる仕事についている場合の賃金格差が問題になったケースで「労働の価値評

◇仕事の価値評価による公正な賃金を求めて、

私たちは勧告をきちんと受け止めてほしいという思いから、二〇一二年二月八日に参議院議員会館で報告集会を開催することとし、取り組みを開始した。

厚生労働大臣政務官へは法改正の前に行うことができることとして左記三点を中心に、現政権での前進を要請した。

①異なる仕事や雇用管理区分にあってもこれを適用して賃金格差を是正することができるというILOへの公式回答を告示ないし通達をもって明らかにすること。

②労基法四条違反を判断するには、男女間の賃金格差が具体的に職務内容、権限、責任等や能力、技能等の差によるものとして説明できるか判断するとの公式回答をよまへ、仕事や雇用管理区分の異なる男女間の賃金格差についても、職務の価値評価を実施した結果により賃金是正を命じるものであること

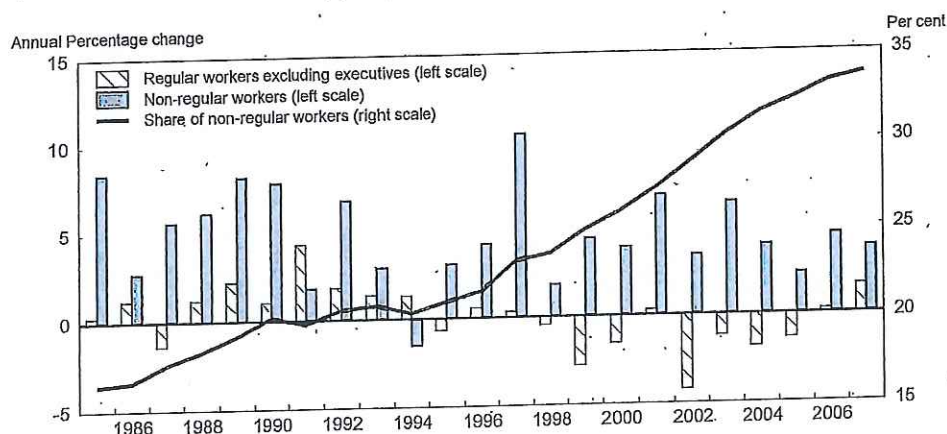
OECD 対日経済審査報告書 2008 年版 (抜粋)

要旨

どうすれば労働市場を改善できるか?

製品市場の改革は労働市場の改革と並行して実施し、効率性と公平性を高めるべきである。日本では労働市場の二極化が急速に進んでおり、非正規労働者の割合は 1994 年の 20% から 2007 年には 34% に上昇した。企業が臨時契約で働く非正規労働者の雇用を増やして柔軟な雇用システムを構築し、結果として非正規労働者の比率は上昇している。非正規労働者の賃金は相対的に低く、非正規労働者の 3/4 を占めるパートタイム労働者の時間当たり賃金はフルタイム労働者のわずか 40% にとどまっている。さらに、一部の社会保険制度からも除外されている。二極化の進展により、労働経験が短く、日本で重要な役割を果たしている企業内訓練が受けられないために能力を高める機会に恵まれない人々が若年層を中心に増えている。正規労働者と非正規労働者の賃金格差は生産性の差をはるかに上回っているため、公平性の面でも深刻な問題を提示している。両者の間に移動がなく、非正規労働者の大半が低賃金労働から抜け出せない状況がさらに問題を難しくしている。こうした労働市場の二極化を反転させるには、柔軟性の高い正規雇用、臨時雇用者に対する社会保険の適用拡大、研修プログラムの改善による非正規労働者の雇用可能性の改善など、包括的なアプローチが必要とされる。

図 3. 非正規労働者の割合が増加



出所: 総務省

各年における比率の変化
%
役職者を除いた正規労働者(左軸)
非正規労働者(左軸)
非正規労働者の割合(右軸)

非正規労働者の 2/3 以上を女性が占める現状を考えると、上述した労働市場の二極化傾向の反転は魅力的な雇用機会の提供と労働契約の柔軟性向上によって女性の労働参加を後押しする可能性がある。女性の労働参加率が上昇すれば、生産年齢人口の減少(2007 年からの 10 年間で 9%

の減少が見込まれている)による影響を緩和できるだろう。副次的稼ぎ手の就労意欲を削ぐ税制・社会保障制度上の保護は早急に撤廃すべきである。また、民間部門が広く取り入れている配偶者手当、年功序列型賃金制度、採用時の年齢制限なども女性の労働参加を阻む障害とみられる。政府は、女性にフルタイムで働く意欲を失わせている税制や社会保障制度の項目を廃止すべきである。女性のパートタイム労働者の比率は 41%と、OECD 諸国の中では最も高い部類である。女性の労働参加率と出生率の両方を高める意味で、保育施設の拡充は効果的であろう。最後に、労働基準法の厳正な適用など、仕事と家庭生活のバランスを向上させる努力も女性の労働参加率を押し上げるとみられる。

本ポリシーブリーフに関する詳細については、以下の担当者にご照会ください。

Randall S. Jones Eメール: randall.jones@oecd.org 電話: +33 1 45 24 79 28,

Masahiko Tsutsumi Eメール: masahiko.tsutsumi@oecd.org 電話: +33 1 45 24 83 55,

Taesik Yoon Eメール: taesik.yoon@oecd.org 電話: +33 1 45 24 87 27.

OECD のウェブサイト: www.oecd.org/japan.

労働基準法

第四条 （男女同一賃金の原則）

使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱
いをしてはならない。

職務評価の実施イメージ (要素別点数法)

2/4
雇用均等・児童家庭局

- 要素別点数法は、職務の大きさを構成要素ごとに点数で表し、その合計点で職務の大きさを測る手法です。
- 要素別点数法による職務評価を実施することにより、パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の状況を確認し、パートタイム労働者の働き・貢献に見合った公正な待遇の確保を実現することが出来ます。

Step1 職務の大きさを測ります

【職務(役割)評価表】

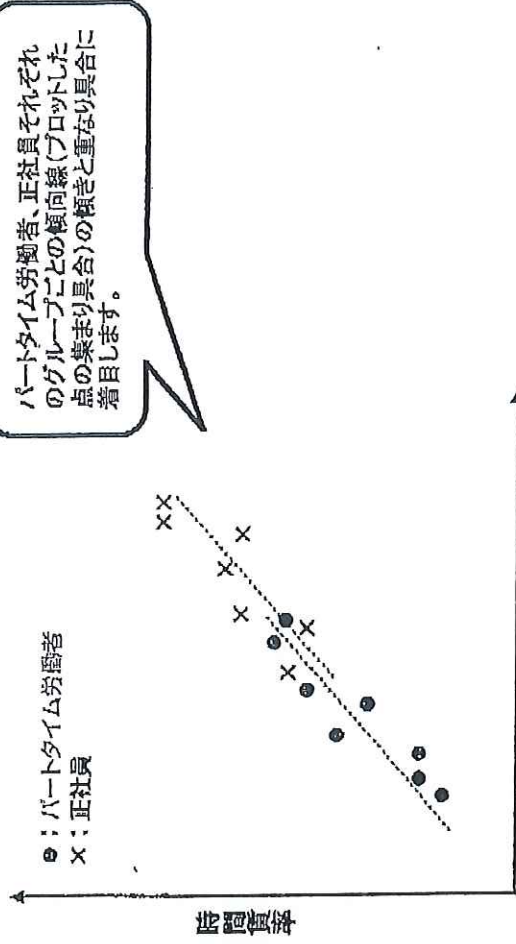
評価項目	定義	ウェイト＝評価項目の重要度	Aさん (パートタイム労働者) ポイント (=ウェイト×点数)	Bさん (正社員) ポイント (=ウェイト×点数)
①人材の確保	雇用や定着率向上に代わりの人材を確保の困難な仕事	1	2	2
②業務内容	現状の方法とは全異なる新しい方法が求められる仕事	1	1	2
③専門性	仕事を進める上で特殊なスキルや知識が必須な仕事	2	4	4
④結果性	従業員の成果に仕える仕事	1	1	2
⑤人材関係の複雑さ (部門外/社内)	仕事を円滑に、社外の取引先や顧客、部門外との調整が多い仕事	2	4	4
⑥人材関係の複雑さ (部門内)	仕事を進める上で部門内の人材との調整が多い仕事	1	3	3
⑦問題解決の困難度	職務に關する問題を調査・抽出し、解決に繋げる仕事	2	2	4
⑧経営への影響度	会社全体への業績に大きく影響する仕事	1	1	1
評価項目＝職務の構成要素			18	27

ポイント総計＝職務(役割)ポイント＝職務の大きさ

職務の大きさの違いがわかります

Step2 仕事の大きさと処遇の均等・均衡が図られているかチェックします

- パートタイム労働者と正社員について、算出した仕事の大きさ(職務(役割)ポイント)と、それぞれの時間賃率(時給)の組み合わせを図にプロットします。
- 図の形状から、均等・均衡が図られているか確認できます。



※ 正社員の時間賃率＝基本給÷所定労働時間×活用係数(※)

※ 活用係数の算定

正社員の時間賃率の計算に当たっては、パートタイム労働者と正社員との間で、給与や職務の異なる有給・短時間などに違いがある場合を考慮し、企業の実情などに応じて「活用係数」(例えば、0.7、0.8、1.0など)を設定して計算します。

同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約（第100号）
（日本は1967年8月24日批准）

1/2

国際労働機関の総会は、
理事会によりジュネーブに招集されて、千九百五十一年六月六日にその第三十四回会期として会合し、

この会期の議事日程の第七議題である同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬の原則に関する提案の採択を決定し、

この提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定したので、
次の条約（引用に際しては、千九百五十一年の同一報酬条約と称することができる）を千九百五十一年六月二十九日に採択する。

第 一 条

この条約の適用上、

- (a) 「報酬」とは、通常の、基本の又は最低の賃金又は給料及び使用者が労働者に対してその雇用を理由として現金又は現物により直接又は間接に支払うすべての追加的給与をいう。
- (b) 「同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬」とは、性別による差別なしに定められる報酬率をいう。

第 二 条

- 1 各加盟国は、報酬率を決定するため行なわれている方法に適した手段によって、同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬の原則のすべての労働者への適用を促進し、及び前記の方法と両立する限り確保しなければならない。
- 2 この原則は、次のいずれによっても適用することができる。
 - (a) 国内法令
 - (b) 法令によって設けられ又は認められた賃金決定制度
 - (c) 使用者と労働者との間の労働協約
 - (d) これらの各種の手段の組合せ

第 三 条

- 1 行なうべき労働を基礎とする職務の客観的な評価を促進する措置がこの条約の規定の実施に役だつ場合には、その措置を執るものとする。
- 2 この評価のために採用する方法は、報酬率の決定について責任を負う機関又は、報酬率が労働協約によって決定される場合には、その当事者が決定することができる。
- 3 行なうべき労働における前記の客観的な評価から生ずる差異に性別と関

係なく対応する報酬率の差異は、同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬の原則に反するものと認めてはならない。

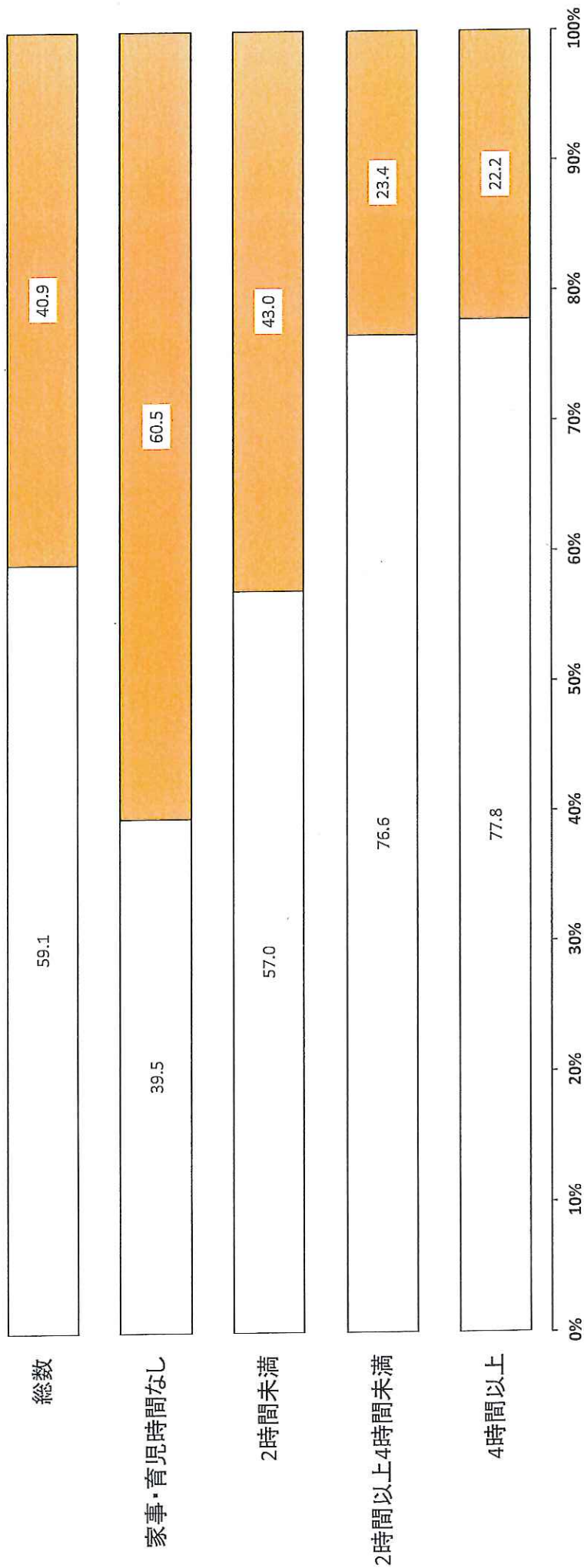
2/2

第 四 条

各加盟国は、この条約の規定を実施するため、関係のある使用者団体及び労働者団体と適宜協力するものとする。

第 五 条～第 十 四 条 （最終条項） （略）

夫の平日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合



資料出所：厚生労働省「第13回21世紀成年者縦断調査」(2014)

注：1) 集計対象は、①または②に該当し、かつ③に該当する同居夫婦である。ただし、妻の「出生前データ」が得られていない夫婦は除く。

①第1回調査から第13回調査まで双方から回答を得られている夫婦

②第1回調査時に独身で第12回調査までの間に結婚し、結婚後第13回調査まで双方から回答を得られている夫婦

③出生前調査時に子ども1人以上ありの夫婦

2) 家事・育児時間は、「出生あり」は出生前調査時の、「出生なし」は第12回調査時の状況である。

3) 12年間で2人以上出生ありの場合は、末子について計上している。

4) 総数には、家事・育児時間不詳を含む。

則税率としたところであります。

今後の税率の水準については、経済社会の情勢の変化や税制全体のあり方の中での位置づけ等も踏まえつつ、検討する必要があるものと考えています。

格差是正のための税制改正についてのお尋ねがありました。

安倍内閣においては、税制について、再分配機能の回復を図るため、所得税の最高税率引き上げ、給与所得控除の見直し、金融所得課税の見直し、相続税の最高税率の引き上げ等を講じ、逐次実施しているところであり、まずはこうした見直しの影響を見ていく必要があります。

その上で、経済がグローバル化する中で、高所得者が高額な税負担を避けて資金や人材が流出するといった事態にも十分配慮し、議論を進めていく必要があります。

いずれにせよ、税制の再分配機能のあり方については、経済社会の構造変化も踏まえながら、引き続きよく考えてまいります。

非正規雇用に対する認識についてお尋ねがありました。

正社員を希望する非正規の方の正社員への転換、非正規で働く方の待遇の改善など、働く方々がその能力を発揮できる社会をつくることは重要であります。

我が国の雇用環境は、安倍政権下では着実に改善しています。

まず、働き盛りの五十五歳未満では、平成二十五年から十一四半期連続で、非正規から正規に移

動する方が正規から非正規になる方を上回っており、正規雇用への移動の動きも見られます。

これに加え、正規雇用が増加に転じており、正社員の有効求人倍率は昨年十一月で〇・七九倍と平成十六年の調査開始以来最高となっています。

さらに、不本意ながら非正規の職についている方の割合は低下傾向にあり、対前年同期比で七四半期連続で低下しています。

しかしながら、このような方がおられるのも事実であり、今回の補正予算及び来年度予算でも、非正規から正社員への転換などを行う事業主へのキャリアアップ助成金の拡充など、企業における正社員転換や待遇改善の強化を進めることとしています。

今後とも、経済成長を進め、雇用環境の整備に全力で取り組むことにより、非正規から正規への流れを一層加速化させてまいります。

労働者派遣法の改正についてお尋ねがありました。

さきの通常国会で成立をした労働者派遣法改正法は、派遣元に対し、派遣期間が満了した場合の雇用安定措置や計画的な教育訓練を義務づけるなど、正社員を希望する方にその道が開けるようにするとともに、派遣を積極的に選択している方については、賃金等の面で派遣先の責任を強化するなど、待遇の改善を図るものであります。

改正法の施行状況についてはしっかりと注視し、その目的が達成されるよう努めてまいります。改正法附則にもあるように、必要な場合には、速やかに検討を加えてまいります。

同一労働同一賃金と均等待遇などについてお尋ねがありました。

均等待遇、均等待遇が何かについてはさまざまな解釈がありますが、均等待遇とは、仕事の内容や経験、責任、人材活用の仕組みなどの諸要素が同じであれば同一の待遇を保障すること、均等待遇とは、仕事の内容や経験、責任、人材活用の仕組みなどの諸要素に鑑み、バランスのとれた待遇を保障することと捉えています。

これまで我が国において、均等・均等待遇の確保を直ちに図ることについては課題があるとして、そのあり方について調査研究を行ってきました。その上で、非正規雇用で働く方の均等待遇の確保に取り組んできたところであり、この点についてさらに取り組みを強化してまいります。

しかし、女性や若者などの多様な働き方の選択を広げるためには、非正規雇用で働く方の待遇改善をさらに徹底していく必要があります。働き方改革として、ニッポン一億総活躍プランでは、同一労働同一賃金の実現に踏み込むこととしました。

その策定に当たっては、一億総活躍国民会議の場において、先ほど申し上げた均等待遇にとどまらず、均等待遇を含めて検討いただきます。我が国の雇用慣行に留意しつつ、待遇の改善に実効性のある方策を打ち出したいと考えております。

長時間労働の認識についてのお尋ねがありました。

長時間労働の是正は、非正規労働者の待遇改善、高齢者雇用の促進と並び、今般のニッポン一億総活躍プランにおいて取り上げるべき働き方改革の

大きな課題と考えています。

欧州諸国と比較して我が国の年平均労働時間は長く、かつ、時間外労働を行っている労働者の割合も高くなっています。長時間労働は、仕事と子育てなどの家庭生活の両立を困難にし、少子化の原因や女性の活躍を阻む原因となっているものと考えています。

この春取りまとめるニッポン一億総活躍プランにおいては、働き方改革の一つとして、長時間労働の是正を重要な柱の一つとして位置づけ、法規制の執行強化を含めて、実効的な具体策を盛り込んでまいります。

労働基準法改正案についてのお尋ねがありました。

現在提出している法案における、時間ではなく成果で評価する制度の創設や裁量労働制の見直しに当たっては、対象となる方の健康を確保するための厳しい措置を義務づけるとともに、こうした措置の実施を企業に対して徹底してまいります。このように、本法案は、長時間労働を是正し、働く人の健康を確保しつつ、その意欲や能力を発揮できる新しい労働制度の選択を可能とするものであり、過労死のリスクを高めるものとの批判は全く当たりません。

労働時間規制についてお尋ねがありました。長時間労働を抑制し、休暇を確実に取得できるようにすることは、働き過ぎの防止の観点から非常に重要と考えております。

このため、現在提出している労働基準法改正案では、働き過ぎを防止するため、企業に対し、働

く人の意見を聞いて休暇を指定することの義務づけ、中小企業における時間外労働への割り増し賃金率の引き上げを行うとともに、企業の自主的な取り組みを促すことにより、総労働時間の短縮や終業と始業の間のインターバルの確保を推進することとしております。

さらに、この春取りまとめるニッポン一億総活躍プランにおいては、働き方改革の一つとして、長時間労働の是正を重要な柱の一つとして位置づけ、法規制の執行強化を含めて、実効的な具体策を盛り込んでまいります。

経済再生と財政健全化についてお尋ねがありました。

安倍内閣の基本方針は経済成長なくして財政健全化なしですが、経済成長のみで財政健全化が達成できるとは考えておりません。これまで、強い経済の実現を目指した取り組みを進めることにより、税収を増加させるとともに、社会保障の改革を含め、徹底的な重点化、効率化など歳出削減にも取り組んできたところであります。

財政健全化は、社会保障制度の安定による国民の安心感の醸成を通じて消費を活性化するとともに、市場の信認の確保を通じて金利動向を安定させるなど経済成長にも寄与するものと考えております。

その意味で、経済成長と財政健全化をしっかりと両立させることが必要であることは言うまでもありません。ただ、経済成長がなければ税収も上がらず、財政健全化ができないということは強調しておきたいと思います。

財政健全化計画についてお尋ねがありました。

安倍内閣では、経済再生と財政健全化を両立させながら二〇二〇年度の財政健全化目標の実現を目指すこととし、昨年六月に経済・財政再生計画を策定しました。目標達成に向けては、成長戦略を着実に実施することで名目三%以上の経済成長を目指すとともに、歳出改革を着実に推進してまいります。

また、計画の中間時点である二〇一八年度において、改革の進捗状況を評価することとしており、必要な場合は、デフレ脱却・経済再生を堅持する中で、歳入歳入の追加措置等を検討し、二〇二〇年度の財政健全化目標を実現することとしてまいります。

財政健全化のための法案についてお尋ねがありました。

財政健全化が重要な課題であることは御指摘のとおりです。その実効性の確保については、法制化という手段そのものよりも、今年度の予算を基礎的財政収支の赤字半減目標を達成する予算としたように、政府として定めた目標を堅持し、責任を持ってこれを実現していくことが重要であると考えています。

今後とも、二〇二〇年度の基礎的財政収支の黒字化目標に向けて、デフレ脱却・経済再生、歳出改革、歳入改革にしっかりと取り組んでまいります。行政改革についてのお尋ねがありました。

安倍内閣においては、行政改革を不断に進めてきたところです。これまで、行政事業レビューにより、基金について総額で五千億円を超える国庫

第 186 回国会 参議院本会議 平成 26 年 1 月 30 日

(「第 186 回国会 参議院会議録第 3 号」2014.1.30)

山口那津男公明党代表

「総理は、施政方針演説の中で、道徳を特別の教科として位置付けるとの方針を表明されました。先月取りまとめられた道徳教育の充実に関する懇談会の報告書の中では、検定教科書の発行や教員養成課程における道徳教育の充実など、一定の方向性が示されたところです。

道徳教育の主眼は、学校教育全体の責任の下、教師が子供の視点に立ちながら、他者とともに生きる大切さや社会規範意識など、生きる上での基盤となる価値観を自ら培えるよう教え育むことにあると考えます。

しかし、この懇談会の報告書に沿い検定教科書や教員養成課程の認定などを導入することには、国が特定の価値観を押し付けることにもつながるのではないかと懸念する声が根強くあります。そのため、道徳教育を特別の教科と位置付けるに当たっては、こうした意見にも十分耳を傾け、教育現場の実情も踏まえて慎重に検討する必要があると考えます。総理の見解を伺います。」

安倍晋三内閣総理大臣

「道徳教育を特別の教科と位置付けることについてのお尋ねがありました。

道徳教育については、公共の精神や豊かな人間性を培うため、特別の教科として位置付け、今後の時代に求められる道徳教育の実現を目指すものであります。今後、道徳教育の現状を踏まえ、道徳教育に関わる方々の御意見も伺いながら、その具体的な在り方について適切に検討してまいります。」

道徳教育の抜本的改善・充実

道徳の時間の課題例

平成27年3月

学校間や教師間の差が大きく、例えば次のような課題が見られることも。

- 「道徳の時間」は、各教科等に比べて軽視されがち
- 読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導
- 発達の段階などを十分に踏まえず、児童生徒に望ましいと思われる分かりきったことを言わせたり書かせたりする授業

教育再生実行会議の提言や中央教育審議会の答申を踏まえ、「道徳の時間」(小・中学校で週1時間)を「特別の教科 道徳」(「道徳科」)(引き続き週1時間)として新たに位置付ける学習指導要領の一部改正

具体的なポイント

- ☑ 道徳科に検定教科書を導入
- ☑ 内容について、いじめの問題への対応の充実や発達の段階をより一層踏まえた体系的なものに改善
 - ・「個性の伸長」「相互理解、寛容」「公正、公平、社会正義」「国際理解、国際親善」「よりよく生きる喜び」の内容項目を小学校に追加
- ☑ 問題解決的な学習や体験的な学習などを取り入れ、指導方法を工夫
- ☑ 数値評価ではなく、児童生徒の道徳性に係る成長の様子を把握

※私立小・中学校はこれまでどおり、「道徳科」に代えて「宗教」を行うことが可能

「考え、議論する」道徳科への転換により
児童生徒の道徳性を育む

平成27年度から、一部改正学習指導要領の趣旨を踏まえた取組可能

今後

- ☑ 教員の指導力向上のため、教員養成や研修の充実等について検討
- ☑ 評価について専門家会議を設け、専門的に検討

小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から、検定教科書を導入して「道徳科」を実施

衆議院議員長妻昭君提出子どもの道徳心や愛国心に成績をつける政策に関する質問に対する答弁書

お、専門家会議においては、入学者選抜との関係をも踏まえて、先に述べた評価の在り方を検討しているところである。

お尋ねの「「道徳」には、「国を愛する態度」という、いわゆる愛国心教育も含まれるのか」の趣旨が必ずしも明らかではないが、教育基本法（平成十八年法律第二百十号）及び学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の趣旨を踏まえ、新小学校学習指導要領においては「我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつこと」等、新中学校学習指導要領においては「優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもつて国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めること」等を道徳科の指導内容として規定しているところであり、現行の小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領においても、同様の趣旨を盛り込んでいる。ここにいう「国」については、新小学校学習指導要領及び新中学校学習指導要領の道徳科の解説において、政府や内閣などの統治機構を意味するものではなく、歴史的に形成されてきた国民、国土、伝統、文化などからなる歴史的・文化的な共同体としての国を意味するものである旨記述している。

道徳科における児童生徒の学習の評価については、先に述べたとおり数値などによる評価は行わないこと

小学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 道徳」を「第3章 特別の教科 道徳」に改める。

第1章第1の2を次のように改める。

- 2 学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳科はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達^の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、公共の精神を尊び、社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない。

第1章第2の1中「道徳」を「道徳科」に改め、同章第2の2中「すべて」を「全て」に、「道徳」を「道徳科」に改め、同章第2の3及び5中「道徳」を「道徳科」に改め、同章第2に次のように加える。

- 6 道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容とする。

第1章第3の1中「道徳」を「道徳科」に改め、同章第4の2中「以上のほか」を「各教科等の指導に当たっては」に改め、同章第4に次のように加える。

- 3 道徳教育を進めるに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 各学校においては、第1の2に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育

をつくるとともに、様々な集団の中での自分の役割を自覚して集団生活の充実に努めること。

[伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度]

[第 1 学年及び第 2 学年]

我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着をもつこと。

[第 3 学年及び第 4 学年]

我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、国や郷土を愛する心をもつこと。

[第 5 学年及び第 6 学年]

我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつこと。

[国際理解、国際親善]

[第 1 学年及び第 2 学年]

他国の人々や文化に親しむこと。

[第 3 学年及び第 4 学年]

他国の人々や文化に親しみ、関心をもつこと。

[第 5 学年及び第 6 学年]

他国の人々や文化について理解し、日本人としての自覚をもって国際親善に努めること。

D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

[生命の尊さ]

[第 1 学年及び第 2 学年]

生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。

[第 3 学年及び第 4 学年]

生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。

[第 5 学年及び第 6 学年]

生命が多く、生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。

[自然愛護]

[第 1 学年及び第 2 学年]

日本国憲法

第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

○安倍内閣総理大臣　憲法について、考え方の一
つとして、いわば国家権力を縛るものだという考
え方はありますが、しかし、それはかつて王権が
絶対権力を持っていた時代の主流的な考え方で
あつて、今まさに憲法というのは、日本という国
の形、そして理想と未来を語るものではないか、
このように思います。

● 天賦人權説

人は生まれながらにして自由平等であり、幸福を追求する権利などの基本的人権を国家以前の権利として有するという説。

(出典)『法律用語辞典 [第4版]』(有斐閣、2012年)

◎第 186 回国会 衆・予算委員会 平成 26 年 2 月 10 日

○長妻委員 (略) そしてもう一つ、九十七条というのがあるんですね、憲法に。これは最高法規で、人権の重要度を示す、「第十章 最高法規」というふうに銘打っている条文でございます。

この条文をちょっと読み上げますと、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」

こういう最高法規というのを全部削除ということになっているわけでありますけれども、これはどうしてですか。

○安倍内閣総理大臣 何度もお話をさせていただいておりますが、基本的には、これはまだ出してもいい、国民投票に付すためにまだ出してもいいものなんですね。いわば、出してもいい法案を議論するのとややこれは似ているところもありますし、憲法においては、憲法審査会という議論をする場があるんですよ。国会議員同士でそこで議論をし合おうということでその場をつくったんですから、そこを活発に使っていただくのが一番ふさわしいのではないかとすることは申し上げておきたいと思ひます。

その上であえて申し上げれば、現行憲法第九十七条は、憲法が保障する基本的人権についての歴史的由来を述べるとともに、憲法第十一条で定めている基本的人権の本質をさらに念を押して明記しているものと理解をしています。

自民党の憲法改正草案において九十七条を削除したのは、基本的人権は侵すことのできない永久の権利であることを前提として、党内のさまざまな議論の結果、第十一条にまとめることが適当であると結論づけたものでありますということであります。

○長妻委員 最高法規をほかに何か似たような表現があるから削ってしまうというのは、本当にいかがなものか。だって、九十七条を削るんでしょう。最高法規を削るということでしょう。

自民党の解説書によると、これを削ったのは、西洋の天賦人権思想に基づいたと考えられる表現を改めた、こういうふうにあるんですが、これはどういうことでございますか。

○安倍内閣総理大臣 いわゆる天賦人権説とは、基本的人権は国家から与えられるものではなく、人が生まれながらにして持つ、人間が本来享有すべき天賦

の権利であるという自然法的な考え方であります。この思想は日本国憲法にあらわれていると言われているわけであります。他方、宗教思想が深く浸透している国においては、基本的人権は神から与えられたと解釈する国もあると言われています。

我が国現行憲法においても、基本的人権は「現在及び将来の国民に与えられる。」と受け身の表現が使われていることから、御指摘のように、天賦人権説が古いということではなく、このような国の考え方と同様であると誤解されることがないように、自民党の改正草案では、「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である。」と書きぶりを改めることとしたものでございます。

いずれにいたしましても、自民党の憲法改正草案において、基本的人権は最大限尊重されるべきものと考えているわけでありまして、そのことはもう既に明確になっているということでございます。

○長妻委員 天賦人権説は、人は生まれながらにして自由平等であり、幸福を追求する権利などの基本的人権を国家以前の権利として有するという、大体そういう説なんです。西洋で、何か神から与えられる云々みたいな話で、それを理由にこの九十七条を削除する。そして、今、一連の質疑の中でも、いやいや、何か勘ぐらないでください、今と同じなんですというふうにおっしゃられるのであれば、実態を全く変えるということでない、そういう意図がないのであれば、文言をなぜ変えるのかということが非常に私はわからなくなるわけであります。

これは総理、この予算委員会でも生活の党の畑さんの質問で憲法についてお答えになっておられるんですが、憲法について、考え方の一つとして、いわば国家権力を縛るものだという考え方はありますが、しかし、それはかつて王権が絶対権力を持っていた時代の主流的な考え方だ、こういうふうにおっしゃられているんですけども、国家権力が暴走しないように歯どめをかけていく、こういう憲法の役割というのは、当然、総理も御認識されているということでございますか。

○安倍内閣総理大臣 もちろん、そういう役割もあるのは当然のことでございます。

○長妻委員 この答弁というのは、古い考え方だというような趣旨に私は聞かされたんですが、これはどういう意図で言われたんですか。

○安倍内閣総理大臣 つまり、憲法とはまさに権力を縛るためだけのものでは

るために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4 前二項に定めるもののほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。

5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、法律の定めるところにより、国防軍に審判所を置く。この場合において、被告人が裁判所へ上訴する権利は、保障されなければならない。

（領土等の保全等）

第九条の三 国は、主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海及び領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

第三章 国民の権利及び義務

（日本国民）

第十条 日本国民の要件は、法律で定める。

（基本的人権の享有）

第十一条 国民は、全ての基本的人権を享有する。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利である。

（国民の責務）

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力により、保持されなければならない。国民は、これを濫用してはならず、自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し、常に公益及び公の秩序に反してはならない。

（人としての尊重等）

第十三条 全て国民は、人として尊重される。生命、自由及び幸福

〔新設〕

第三章 国民の権利及び義務

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び

第十一章 最高法規

〔削除〕

〔憲法の最高法規性等〕

- 第百一条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- 2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

〔憲法尊重擁護義務〕

- 第百二条 全て国民は、この憲法を尊重しねばならない。
- 2 国会議員、国務大臣、裁判官その他の公務員は、この憲法を擁護する義務を負ふ。

附 則

〔施行期日〕

- 1 この憲法改正は、平成〇年〇月〇日から施行する。ただし、次の項の規定は、公布の日から施行する。
- (施行に必要な準備行為)
- 2 この憲法改正を施行するために必要な法律の制定及び改廃その他この憲法改正を施行するために必要な準備行為は、この憲法改正の施行の日よりも前に行うことができる。
- (適用区分等)
- 3 改正後の日本国憲法第七十九条第五項後段(改正後の第八十条第二項において準用する場合を含む。)の規定は、改正前の日本国憲法の規定により任命された最高裁判所の裁判官及び下級裁判所

第十章 最高法規

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

- 第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。
- ② 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

第十一章 補則

第百条 この憲法は、公布の日から起算して六箇月を經過した日から、これを施行する。

- ② この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日より前に、これを行ふことができる。

第百一条 この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。

第百二条 この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の

補償契約一覧

	契約名	締結日	補償対象物件(主な補償内容)
①	物件移転補償契約 〔 道路予定地上に存する物件に対する移転補償 〕	平成24年5月17日	 →道路予定地上に存する物件のみ
②	物件移転補償契約 〔道路予定地外(＝残地内)に存する物件の再配置に対する移転補償〕	平成25年8月6日	 →道路予定地外(残地内)に存する全ての物件
③	損失補償契約 〔 〕	平成27年 月 日 (3月～7月)	
④	全面移転補償? 〔 〕	(ご協議中)	
⑤	産業廃棄物撤去費? 〔 〕	(ご協議中)	

約1600万円

約2億2000万円

(県道千葉ニュータウン北環状線(清戸地区)の廃棄物処理の委託に関する協定では廃棄物撤去費用約30億円)

出典:UR都市機構提出資料をもとに大西健介事務所で作成

パネルの写し

国会法第 105 条の規定による「会計検査院に対する会計検査及びその結果の報告要請」に期限を付することについて

- 法規には、報告期限の規定はない。
- 過去の例では、衆議院においては、平成 10 年の決算行政監視委員会での一例のみあり、その際は、委員会での議決や公文書には期限を明示せず、理事会において、与党から、報告はできるだけ早く 3 か月以内という提案があり、各党了承されている。
(要請は 4 月 22 日、報告受領は 9 月 28 日)
- 参議院においては、多数の例があるが、期限を付してはいない。

以上

〔関係法令〕

○国会法第 105 条

各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

○衆議院規則第 56 条の 4

委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、議長を経由して、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

○会計検査院法第 30 条の 3

会計検査院は、各議院又は各議院の委員会若しくは参議院の調査会から国会法第 105 条（同法第 54 条の 4 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定による要請があつたときは、当該要請に係る特定の事項について検査を実施してその検査の結果を報告することができる。